

# ネガティブリストは「減法」、奨励 目録は「加法」—外商投資分野 のさらなる拡大へ

中国税務ニュースフラッシュ

2019年7月

第21号

## 概要

2018年11月15日、習近平国家主席は第1回中国国際輸入博覧会開幕式<sup>1</sup>にて、中国は高度な貿易・投資自由化政策を実施し、市場参入等規制緩和を大々的に推進し、さらなる市場開放を行うと宣言し、国内外から多くの関心が寄せられました。2019年3月28日、李克強首相はボアオ・アジア・フォーラム開幕式<sup>2</sup>において、中国は外資による市場参入をさらに拡大し、外商投資参入ネガティブリスト、及び自由貿易試験区外商投資参入ネガティブリスト、並びに外商投資奨励産業目録を改正することに言及し、ネガティブリストの項目をさらに削減し、「非禁即入」(禁止項目でなければ参入)という措置を全面的に実施すると発言しました。2019年6月28日、習近平国家主席はG20サミット<sup>3</sup>の席上、2019年版外資参入ネガティブリストを公布することに再度言及し、農業、採鉱業、製造業、サービス業の開放をさらに加速させ、中国の新たな開放政策の意図を内外に向けて発信しました。

2019年6月30日、国家発展改革委員会(発改委)及び商務部は「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」(以下「2019年版全国ネガティブリスト<sup>4</sup>」と略称)、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」(以下「2019年版自由貿易試験区ネガティブリスト<sup>5</sup>」と略称)を公布し、製造業、採鉱業、農業及びサービス業分野を対象とする新たな開放措置を規定し、さらに多くの分野での外資の支配又は独資経営を認め、自由貿易試験区<sup>6</sup>における開放パイロットプログラムを継続し、あらゆる産業分野にも新規の規定を設けない又は厳格な制限規定を加えないとしています。2019年版全国ネガティブリスト及び2019年版自由貿易試験区ネガティブリストは2019年7月30日から施行され、2018年版全国ネガティブリスト及び2018年版自由貿易試験区ネガティブリストは同日をもって廃止されます。

同日、発改委と商務部は続けて「外商投資奨励産業目録(2019年版)」(以下「2019年版奨励目録<sup>7</sup>」)を公布し、「外商投資産業指導目録(2017年改正)」(以下「2017年版産業指導目録」と略称)の奨励類及び「中西部地区外商投資優勢産業目録(2017年改正)」(以下「2017年版中西部産業目録」と略称)を改正し、外商投資奨励範囲をさらに拡大しています。2019年版奨励目録は2019年7月30日から施行され、2017年版産業指導目録奨励類及び2017年版中西部産業目録は同日をもって廃止されます。

本稿では、2019年版全国ネガティブリストと2019年版自由貿易試験区ネガティブリストの主な変更点及び相違点をまとめます。同時に、2019年版奨励目録の要点もまとめ、外商投資への影響を分析し、私どもの見解をご紹介します。

## 詳細

2019年版全国ネガティブリストと2019年版自由貿易試験区ネガティブリストの主な変更点

2019年版外資参入ネガティブリストには、中国大陸全土に適用される2019年版全国ネガティブリストと、自由貿易試験区にのみ適用される2019年版自由貿易試験区ネガティブリストが含まれます。2019年版外資参入ネガティブリストでは、2018年版の構成を踏襲しながら、外資参入ネガティブリストが簡素化されており、2019年版全国ネガティブリスト項目は48項目から40項目に削減されており、2019年版自由貿易試験区ネガティブリスト項目は45項目から37項目に削減さ

れています。新たな開放措置は主に農業、採鉱業、製造業の参入で具体化されており、サービス業の対外開放がさらに進んでおり、開放措置を中国大陸全土に適用することを基本とし、自由貿易試験区の開放「試験地」としての効果を継続して発揮させていくことが示されています。2018年版全国ネガティブリストと2018年版自由貿易試験区ネガティブリストを比較し、2019年版全国ネガティブリストと2019年版自由貿易試験区ネガティブリストで取し消された制限分野とその内容は以下の通りです：

分野	2019年版全国ネガティブリスト	2019年版自由貿易試験区ネガティブリスト	注
農・林・水産・畜産業	中国が管轄する海域及び内陸水域の水産品捕獲への投資を禁止。	中国が管轄する海域及び内陸水域の水産品捕獲への投資を禁止。	自由貿易試験区ネガティブリストでは水産品捕獲の外資への制限を撤廃。
採鉱業	石油、天然ガス(炭層メタン、油頁岩(オイルシェール)、オイルサンド、シェールガス等を除く)の探索、開発は合弁、合作に限定する。	適用なし*	全国ネガティブリストでは石油、天然ガスの探索・開発を合弁、合作に制限する規定を撤廃。
	稀土、放射性鉱物、タングステン、アルミ、錫、アンチモン、蛍石探索、採掘及び鉱物選別への投資を禁止。	稀土、放射性鉱物、タングステン、アルミ、錫、アンチモン、蛍石探索、採掘及び鉱物選別への投資を禁止(許認可を得ずに、稀土採鉱区への出入り又は鉱山地質資料、鉱石サンプル及び生産加工技術の取得はできない)。	アルミ、錫、アンチモン、蛍石の探索・採掘に対する外商投資の禁止規定を撤廃。
製造業	出版物の印刷は中国出資者側による支配を必須とする。	出版物の印刷は中国出資者側による支配を必須とする。	自由貿易試験区ネガティブリストでは出版物の印刷に対する外資の制限を撤廃。
	宣紙、固形墨生産への投資を禁止。	宣紙、固形墨生産への投資を禁止。	
電力、熱力、可燃ガス及び水の生産及び供給業	人口50万以上の都市の可燃ガス、熱力及び排水管網の供給、建設、経営は中国出資者側の支配を必須とする。	人口50万以上の都市の可燃ガス、熱力及び排水管網の供給、建設、経営は中国出資者側の支配を必須とする。	人口50万以上の都市の可燃ガス、熱力の供給を中国出資者側の支配を必須とする制限を撤廃。
交通運輸、倉庫保管及び郵便業	国内船舶代理会社は中国出資者側による支配を必須とする。	国内船舶代理会社は中国出資者側による支配を必須とする。	
情報伝送、ソフトウェア及び情報技術サービス業	電信会社：中国がWTO加盟時に開放を公約した電信業務に限定し、付加価値電信業務の外資出資比率を50%未満(電子商取引、国内多者間通信、蓄積交換類、コールセンターを除く)とし、基礎電信業務は中国出資者側による支配を必須とする。	電信会社：中国がWTO加盟時に開放を公約した電信業務に限定し、付加価値電信業務の外資出資比率を50%未満(電子商取引、国内多者間通信、蓄積交換類、コールセンターを除く)とし、基礎電信業務は中国出資者側による支配を必須とする(かつ経営者は法に基づき設立された基礎電信業務に専従する会社でなければならない)。上海自由貿易試験区の従来の区域(28.8平方キロメートル)パイロットプログラムを、今後、全ての自由貿易試験区を対象を拡大し、試行する。	国内多者間通信、蓄積交換、コールセンターの3つの業務の外資への制限を撤廃。
水利、環境及び公共施設管理業	国家が保護する中国原産の野生動植物資源の開発への投資を禁止。	国家が保護する中国原産の野生動植物資源の開発への投資を禁止。	

文化、体育及び娯楽業	映画館の建設、経営は中国出資者側による支配を必須とする。	映画館の建設、経営は中国出資者側による支配を必須とする(映画の放映については、中国政府が規定する国産映画と輸入映画の放映時間の比率を遵守しなければならない。映画放映事業者の年間の国産映画放映時間は年間の映画放映総時間数の 2/3 を下回ってはならない)。	
	演出のエージェントは、中国出資者側による支配を必須とする。	適用なし*	全国ネガティブリストでは、演出エージェントを中国出資者側の支配を必須とする制限を撤廃。

注：  
 上記表には 2019 年版全国ネガティブリスト及び 2019 年版自由貿易試験区ネガティブリストにて改正されていない項目は含まない。  
 灰色の字体は 2019 年版全国ネガティブリスト及び 2019 年版自由貿易試験区ネガティブリストから既に削除された項目を示す。  
 「適用なし\*」とは、2018 年版自由貿易試験区ネガティブリストにて既に当該項目への制限が撤廃されていることを示す。

全面的な開放の新たなトレンドを加速させ、経済の質の高い発展のために、中国はここ 6 年ほどで外資参入ネガティブリストを既に 5 回改正しており、対外開放の水準を大幅に引き上げています。2019 年 3 月に公布された「外商投資法」<sup>8</sup>では、外資参入前内国民待遇にネガティブリスト管理制度を加えることが明確に規定されており、中国の外資管理モデルから審査制が廃止され、外資参入ネガティブリスト及び関連制度を確実に運用するために法的根拠の整備が進んでいることが示されています。

注目すべきは、2019 年版全国ネガティブリストでは国内多者間通信、蓄積交換(ストア・アンド・フォワード)、及びコールセンターという 3 つの業務の外資出資比率を 50%未満とする制限が撤廃されていることです。2018 年版自由貿易試験区ネガティブリストでは、上海自由貿易試験区に由来からある 28.8 平方キロメートルの区域をパイロットプログラムとする付加価値電信開放措置(例えば、蓄積交換類業務やコールセンター業務、国内多者間通信サービス業務に対する外資出資制限の撤廃)が全ての自由貿易試験区に拡大されています。目下、北京市のサービス業では総合パイロットプログラム模範区と模範園區でも蓄積交換類、国内多者間通信サービス等、付加価値電信業務の外資出資比率制限が撤廃されています。2019 年版全国ネガティブリストでは、現在のところ自由貿易試験区と北京市の指定園區に適用される上記の政策を全国に拡大することが規定されています。

同様に、2018 年版自由貿易試験区ネガティブリストでも「石油、天然ガスの探索・開発を合併、合作に限定すること」と「演出エージェントを中国出資者側による支配を必須とする」という制限が既に撤廃されており、2019 年版全国ネガティブリストでは外資が参入する上記の分野を自由貿易試験区から全国に拡大しています。外資独資での石油及び天然ガス採掘産業への参入が許可されたことで、国外石油天然ガスの採掘技術と中西部地区のエネルギー資源分野の優位性が相互に結びつきます。演出エージェントの出資比率に対する制限の撤廃もまた、文化産業の発展が推進され、経済成長の新たな原動力となるものと期待されます。

### 2019 年版奨励目録の要点

2019 年版奨励目録は「全国外商投資奨励産業目録」(以下「全国目録」と略称)と、主に中西部地区、東北地区に適用する「中西部地区外商投資優勢産業目録」(以下「中西部目録」と略称)から構成されており、項目総数は 1108 項目あります。このうち：

- 全国目録は 415 項目で、2017 年版産業指導目録奨励類と比べると 67 項目増加しており、45 項目が修正されています。全国目録では引き続き製造業を外商投資奨励の重点とし、生産性サービス業の開放を重視しています。
- 中西部目録は 693 項目で、2017 年版中西部産業目録と比較すると 54 項目増加しており、165 項目が修正されています。中西部目録ではさらに労働集約型、先進技術産業及び付帯施設項目を加え、中西部地区への外資の進出を奨励しています。

2019 年版奨励目録では、2017 年版産業指導目録奨励類と 2017 年版中西部産業目録の関連奨励政策を踏襲すると同時に、外商投資奨励分野を大幅に追加しています。全国目録と中西部目録にて新規に追加された外資参入奨励分野とその内容は以下の通りです：

全国目録		
奨励類重点産業	一部追加された奨励類分野	具体的項目
製造業	電子情報産業	5G コアコンポーネント、集積回路エッチング装置、プロセッサ密封装置、クラウドコンピューティング設備等の項目を新規追加
	装備製造業	工業用ロボット、新エネ車、スマート自動車重要部品等の項目を新規追加又は修正
	現代医薬産業	細胞治療薬の重要原材料、大規模細胞培養製品等の項目を新規追加
	新素材産業	航空宇宙新素材、単結晶シリコン、シリコンウェハ等の項目を新規追加又は修正
生産性サービス業	商務サービス分野	工事コンサルティング、会計、税務、検査測定認証サービス等の項目を新規追加又は修正
	貿易流通分野	コールドチェーン物流、電子商取引、鉄道専用線等の項目を新規追加又は修正
	技術サービス分野	人工知能、クリーンルーム、カーボンキャプチャ、循環経済等の項目を新規追加
中西部目録		
地区	区域の特徴	具体的項目
雲南、内モンゴル、湖南等	特徴ある農業資源、労働力の優位性	農産品加工、紡織服飾、家具製造等の項目を新規追加又は修正
安徽、四川、陝西等	電子産業集積・発展促進	一般集積回路、タブレット PC、通信端末等の項目を新規追加
河南、湖南等	交通物流ネットワークの一元化	物流倉庫保管施設、自動車ガソリンスタンド等の項目を新規追加

「外商投資法」の「投資促進」の章では、「国家は国民経済と社会発展のニーズに基づき、外国投資者の特定産業、分野、地区への投資を奨励及び指導する」と規定されています。2019年版奨励目録では「外商投資法」による開放拡大、外資の積極促進が掲げられ、外商投資の奨励及び指導の対象となる具体的産業、分野、地区が明確化され、中国の現行の外商投資促進政策を最適化し改善するための措置が具体的に列挙されています。

## まとめ

中国政府はネガティブリストを再度「簡素化」し、一部の分野の外資参入制限を撤廃すると同時に奨励目録を「追加」したことで、外資参入分野拡大が大きく前進しました。目下、商務部のニュースリリース<sup>9</sup>では、ネガティブリストの速やかな施行を確保するため、商務部はネガティブリスト以外の外資参入制限措置を全面的に整理しており、「非禁即入」を加速する意向が示されています。ネガティブリスト以外の分野では内外資一致の原則に則り、内国民待遇を確保し、より開放、便利、公平なビジネス環境の構築が推進され、外商投資の合法的利益の保護も改善され、外資の中国投資への信頼度が高まり、高水準の対外開放による経済の質的発展が期待されます。

全国開放措置を基礎として、2019年版自由貿易試験区ネガティブリストでは水産物捕獲、出版物印刷等の分野への外資参入制限を撤廃し、開放試行プログラムを拡大し、ネガティブリスト管理制度の中国全土への普及が企図されています。全国ネガティブリストは将来的に、上記の分野の制限を撤廃するものとみられ、今後の動向が注目されます。このほか、現行の外資参入ネガティブリストに基づき、中国は2021年に証券会社、証券投資基金管理会社、先物会社及び生命保険会社の外資出資比率制限を撤廃する予定です。2019年7月2日、李克強首相は第十三期夏季ダボス会議の開幕式<sup>10</sup>で、「中国は金融等現代サービス業の開放を推進し、従来予定していた2021年の証券、先物、生命保険業界の外資出資比率制限の撤廃を2020年に前倒しする」と公約し、金融業の規制緩和を加速する考えを示しました。関連当局が2020年に外資参入ネガティブリストを改正するものと予想されます。

目下、投資奨励類項目について、外資企業は規定に基づき、下記を含む租税徴収、土地等の優遇待遇を享受できません：

- 2011年1月1日から2020年12月31日まで、条件を満たす、西部地区奨励類産業の外商投資企業は、15%の税率で企業所得税を軽減することができる。
- 奨励類外商投資項目について、投資総額内の輸入自社用設備並びに付随する技術輸入及び付属部品、備品は関税が免除される。
- 用地を集約する奨励類外商投資工業プロジェクトには優先的に土地を供給し、土地譲渡最低標準価格を確定する際に所在地の土地等級に応じた全国工業用地譲渡最低価格基準の70%を下限として確定する。

2019年版奨励目録は外商投資奨励分野を拡大し、租税徴収、土地優遇政策を享受する外商投資プロジェクトの範囲も拡大されることを意味しており、外国投資者が投資分野と投資場所を選定する際に、上記の要素を考慮し、政策の利点を十分に享受することが推奨されます。

## 注記

1. 習近平国家主席の第一回中国国際輸入博覧会開幕式上での演説(全文、中国語)  
[http://www.gov.cn/xinwen/2018-11/05/content\\_5337572.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2018-11/05/content_5337572.htm)
2. 李克強首相のボアオ・アジア・フォーラム開幕式上での演説(全文、中国語)  
[http://www.gov.cn/xinwen/2019-03/29/content\\_5378104.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-03/29/content_5378104.htm)
3. 習近平国家主席のG20サミットにおける世界経済動向及び貿易問題に関する講話(全文、中国語)  
[http://www.gov.cn/xinwen/2019-06/28/content\\_5404134.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-06/28/content_5404134.htm)
4. 「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」(国家発展・改革委員会、商務部令[2019]25号)の具体内容は下記公式サイトをご参照ください：[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628\\_940274.html](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628_940274.html)
5. 「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」(国家発展・改革委員会、商務部令[2019]26号)の具体内容は下記公式サイトをご参照ください：[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628\\_940275.html](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628_940275.html)
6. 2019年6月現在、中国の既存の12の自由貿易試験区は上海、広東、天津、福建、遼寧、浙江、河南、湖北、重慶、四川、陝西及び海南に位置しています。各自由貿易試験区所が網羅する範囲については、各自由貿易試験区全体案をご参照ください。
7. 「外商投資奨励産業目録(2019年版)」(国家発展・改革委員会、商務部令[2019]27号)の具体内容は下記公式サイトをご参照ください：  
[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628\\_940276.html](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628_940276.html)
8. 「中華人民共和国外商投資法」(中華人民共和國主席令第二十六号)の詳細は、私どもの「中国税務ニュースフラッシュ」2019年第12号をご参照ください。
9. 商務部主催の「貿易・外資安定、消費促進」に関するニュースリリースの詳細は下記のURLをご参照ください：  
<http://www.mofcom.gov.cn/xwfbh/20190701.shtml>

10. 李克強首相の第十三期夏季ダボス会議開幕式上での祝辞(全文、中国語)  
[http://www.gov.cn/guowuyuan/2019-07/03/content\\_5405783.htm](http://www.gov.cn/guowuyuan/2019-07/03/content_5405783.htm)

## お問い合わせ

今回のニュースフラッシュ掲載内容に関するお問い合わせは、**PwC 中国 ビジネス・投資コンサルティングサービスチーム**までお気軽にご連絡ください。:

於勃  
パートナー  
+86 (10) 6533 3206  
bo.yu@cn.pwc.com

沈琳軍  
パートナー  
+86 (21) 2323 3060  
linjun.shen@cn.pwc.com

[www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は2019年7月8日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することでPwCの専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びにPwCに関心をお持ちの方々とのノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

Matthew Mui  
+86 (10) 6533 3028  
matthew.mui@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト <http://www.pwccn.com> または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

# 为负面清单做“减法”，为鼓励目录做“加法”——外商投资领域进一步扩大

新知  
中国税务/商务专业服务  
二零一九年七月  
第二十一期

## 摘要

2018年11月15日，习近平主席在首届中国国际进口博览会开幕式<sup>1</sup>上宣布，中国将实行高水平的贸易和投资自由化便利化政策，在持续放宽市场准入等方面加大推进力度，进一步扩大开放，受到国内外高度关注。2019年3月28日，李克强总理在博鳌亚洲论坛年会开幕式<sup>2</sup>上指出，中国将进一步放宽外资市场准入，再次修订发布外商投资准入负面清单、自由贸易试验区外商投资准入负面清单、鼓励外商投资产业目录，进一步缩减负面清单条目，全面落实“非禁即入”。2019年6月28日，习近平主席在二十国集团领导人峰会<sup>3</sup>上再次提及，中国将发布2019年版外资准入负面清单，进一步扩大农业、采矿业、制造业、服务业开放，释放出中国新一轮开放的强烈信号。

2019年6月30日，国家发展改革委、商务部发布《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2019年版）》（以下简称“2019年全国负面清单<sup>4</sup>”）、《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2019年版）》（以下简称“2019版自贸试验区负面清单<sup>5</sup>”），在制造业、采矿业、农业和服务业领域均推出新的开放措施，允许更多领域由外资控股或独资经营，并在自贸试验区<sup>6</sup>继续进行开放试点，所有行业领域均没有新增或加严限制规定。2019年全国负面清单和2019版自贸试验区负面清单将于2019年7月30日起施行，2018年全国负面清单和2018版自贸试验区负面清单同时废止。

同日，国家发展改革委、商务部还发布《鼓励外商投资产业目录（2019年版）》（以下简称“2019版鼓励目录<sup>7</sup>”），对《外商投资产业指导目录（2017年修订）》（以下简称“2017版产业指导目录”）鼓励类和《中西部地区外商投资优势产业目录（2017年修订）》（以下简称“2017版中西部产业目录”）进行修订，并进一步扩大鼓励外商投资范围。2019版鼓励目录将于2019年7月30日起施行，2017版产业指导目录鼓励类和2017版中西部产业目录同时废止。

在本期《中国税务/商务新知》中，我们总结了2019年全国负面清单和2019版自贸试验区负面清单的主要变化并比较其异同点，介绍2019版鼓励目录的主要亮点，分析其对外商投资的影响并分享我们的观察。

## 详细内容

### 2019年全国负面清单和2019版自贸试验区负面清单的主要变化及观察

2019年版外资准入负面清单包括适用于全国范围的2019年全国负面清单和仅适用于自贸试验区的2019版自贸试验区负面清单。2019年版外资准入负面清单保持了2018年版的体例结构，进一步缩减外资准入负面清单长度，将2019年全国负面清单条目由48条减至40条，将2019版自贸试验区负面清单条目由45条减至37条。新的开放措施主要体现在放宽农业、采矿业、制造业准入，推进服务业扩大对外开放，并在全国开放措施的基础上，继续发



普华永道

挥自贸试验区开放“试验田”作用。在与 2018 版全国负面清单和 2018 版自贸试验区负面清单比较之后，我们将 2019 版全国负面清单和 2019 版自贸试验区负面清单取消限制的领域和内容总结如下：

领域	2019 版全国负面清单	2019 版自贸试验区负面清单	备注
农、林、牧、渔业	禁止投资中国管辖海域及内陆水域水产品捕捞。	禁止投资中国管辖海域及内陆水域水产品捕捞。	自贸试验区负面清单取消水产品捕捞对外资的限制
采矿业	石油、天然气（含煤层气，油页岩、油砂、页岩气等除外）的勘探、开发限于合资、合作。	不适用*	全国负面清单取消石油、天然气勘探开发限于合资、合作的限制
	禁止投资稀土、放射性矿产、钨、钼、锡、锑、萤石勘查、开采及选矿。	禁止投资稀土、放射性矿产、钨、钼、锡、锑、萤石勘查、开采及选矿。（未经允许，禁止进入稀土矿区或取得矿山地质资料、矿石样品及生产工艺技术。）	取消禁止外商投资钨、锡、锑、萤石勘查开采的规定
制造业	出版物印刷须由中方控股。	出版物印刷须由中方控股。	自贸试验区负面清单取消出版物印刷对外资的限制
	禁止投资宣纸、墨锭生产。	禁止投资宣纸、墨锭生产。	
电力、热力、燃气及水生产和供应业	城市人口 50 万以上的城市燃气、热力和供排水管网的建设、经营须由中方控股。	城市人口 50 万以上的城市燃气、热力和供排水管网的建设、经营须由中方控股。	取消 50 万人口以上城市燃气、热力管网须由中方控股的限制
交通运输、仓储和邮政业	国内船舶代理公司须由中方控股。	国内船舶代理公司须由中方控股。	
信息传输、软件和信息技术服务业	电信公司：限于中国入世承诺开放的电信业务，增值电信业务的外资股比不超过 50%（电子商务、国内多方通信、存储转发类、呼叫中心除外），基础电信业务须由中方控股。	电信公司：限于中国入世承诺开放的电信业务，增值电信业务的外资股比不超过 50%（电子商务、国内多方通信、存储转发类、呼叫中心除外），基础电信业务须由中方控股（且经营者须为依法设立的专门从事基础电信业务的公司）。上海自贸试验区原有区域[28.8 平方公里]试点政策推广至所有自贸试验区执行。	取消国内多方通信、存储转发、呼叫中心 3 项业务对外资的限制
水利、环境和公共设施管理业	禁止投资国家保护的原产于中国的野生动植物资源开发。	禁止投资国家保护的原产于中国的野生动植物资源开发。	
文化、体育和娱乐业	电影院建设、经营须由中方控股。	电影院建设、经营须由中方控股。（放映电影片，应当符合中国政府规定的国产电影片与进口电影片放映的时间比例。放映单位年放映国产电影片的时间不得低手年放映电影片时间总和的 2/3。）	
	演出经纪机构须由中方控股。	不适用*	全国负面清单取消演出经纪机构须由中方控股的限制

注：

表格未包括 2019 版全国负面清单和 2019 版自贸试验区负面清单中没有修订的条目。

灰色字体表示 2019 版全国负面清单和 2019 版自贸试验区负面清单中已经删除的条目。

“不适用\*”表示 2018 版自贸试验区负面清单已经取消对该条目的限制。

为推动形成全面开放新格局，促进经济高质量发展，中国近 6 年来已经对外资准入负面清单进行了 5 次修订，大幅提升对外开放水平。2019 年 3 月颁布的《外商投资法》<sup>8</sup> 明确规定对外商投资实行准入前国民待遇加负面清单管理制度，标志着中国在外资管理模式上取消逐案审批制，为实施外资准入负面清单及相关制度提供了法律依据。

值得注意的是，2019 版全国负面清单取消了国内多方通信、存储转发、呼叫中心 3 项业务对外资股比不超过 50% 的限制。在 2018 版自贸试验区负面清单中，上海自由贸易试验区原有 28.8 平方公里区域试点的增值电信开放措施（如取消存储转发类业务、呼叫中心业务、国内多方通信服务业务）已经推广到所有自贸试验区。目前，北京市服务业扩大开放综合试点示范区和示范园区也已经取消存储转发类、国内多方通信服务等增值电信业务的外资股比限制。2019 版全国负面清单是将目前适用于自贸试验区和北京市指定园区的上述政策扩展到全国。

类似地，2018 版自贸试验区负面清单也已经取消对“石油、天然气的勘探开发限于合资、合作”和“演出经纪机构须由中方控股”的限制，2019 版全国负面清单则是将放开外资准入的上述领域从自贸试验区扩展到全国。允许外资独资进入石油和天然气开采行业，有助于将国外石油天然气的开采技术与中西部地区在能源资源领域的优势相结合。全面放开对演出经纪控股比例的限制，有助于鼓励文化产业发展和培育新的经济增长点。

### 2019 版鼓励目录的主要亮点及观察

2019 版鼓励目录由《全国鼓励外商投资产业目录》（以下简称“全国目录”）和主要适用于中西部地区、东北地区的《中西部地区外商投资优势产业目录》（以下简称“中西部目录”）组成，总条目为 1108 条。其中：

- 全国目录 415 条，与 2017 版产业指导目录鼓励类相比增加 67 条、修改 45 条；全国目录继续将制造业作为鼓励外商投资的重点方向，继续加大生产性服务业开放发展的支持力度。
- 中西部目录 693 条，与 2017 版中西部产业目录相比增加 54 条、修改 165 条；中西部目录进一步增加了劳动密集型、先进适用技术产业和配套设施条目，加大对中西部地区承接外资产业转移的支持力度。

2019 版鼓励目录在延续 2017 版产业指导目录鼓励类和 2017 版中西部产业目录中相关鼓励政策的同时，较大幅度增加鼓励外商投资的领域。我们将全国目录和中西部目录中新增鼓励外资的部分领域和内容总结如下：

全国目录		
鼓励类重点行业	部分增加的鼓励类领域	具体条目
制造业	电子信息产业	新增 5G 核心元器件、集成电路用刻蚀机、芯片封装设备、云计算设备等条目；
	装备制造业	新增或修改工业机器人、新能源汽车、智能汽车关键零部件等条目；
	现代医药产业	新增细胞治疗药物关键原材料、大规模细胞培养产品等条目；
	新材料产业	新增或修改航空航天新材料、单晶硅、大硅片等条目。
生产性服务业	商务服务领域	新增或修改工程咨询、会计、税务、检验检测认证服务等条目；
	商贸流通领域	新增或修改冷链物流、电子商务、铁路专用线等条目；
	技术服务领域	新增人工智能、清洁生产、碳捕集、循环经济等条目。
中西部目录		
地区	区域特色	具体条目
云南、内蒙古、湖南等	具有特色农业资源、劳动力优势	新增或修改农产品加工、纺织服装、家具制造等条目；
安徽、四川、陕西等	电子产业集群加快发展	新增一般集成电路、平板电脑、通讯终端等条目；
河南、湖南等	交通物流网络密集	新增物流仓储设施、汽车加气站等条目。

《外商投资法》在“投资促进”章节中规定，“国家根据国民经济和社会发展需要，鼓励和引导外国投资者在特定行业、领域、地区投资”。2019 版鼓励目录体现了《外商投资法》扩大开放、积极促进外资的精神，统一列举了鼓励和引导外商投资的具体行业、领域、地区，优化和提升了中国现行外商投资促进政策。

## 注意要点

中国再度为负面清单做“减法”，取消部分领域对外资的限制，同时对鼓励目录做“加法”，是进一步拓宽外资领域的重要举措。日前，在商务部新闻发布会<sup>9</sup>上，有关负责人已明确表示，为配合负面清单顺利实施，商务部正在全面清理负面清单以外的外资准入限制措施，严格落实“非禁即入”。对负面清单之外的领域按照内外资一致原则给予国民待遇，有利于构建更加开放、便利、公平的营商环境，有利于保护外商投资的合法权益，增强外商在中国投资的信心，推动形成全面开放新格局，实现以高水平对外开放推动经济高质量发展。

在全国开放措施的基础上，2019 版自贸试验区负面清单取消了水产品捕捞、出版物印刷等领域对外资的限制，继续进行扩大开放先行先试，为更大范围的扩大开放、完善负面清单管理制度积累可复制可推广的经验。预计全国负面清单未来也有望取消对上述领域的限制，具体时间表值得期待。此外，根据现行的外资准入负面清单，中国将在 2021 年取消对证券公司、证券投资基金管理公司、期货公司和寿险公司的外资股比限制。2019 年 7 月 2 日，李克强总理在第十三届夏季达沃斯论坛开幕式<sup>10</sup>上指出，“我们将深化金融等现代服务业开放举措，将原来规定的 2021 年取消证券、期货、寿险外资股比限制提前至 2020 年”，为金融业放开外资股比限制按下“快进键”。可以预期相关部门将在 2020 年继续修订外资准入负面清单。

目前，对投资鼓励类项目，外资企业可以依照规定享受税收、土地等优惠待遇，包括：

- 自 2011 年 1 月 1 日至 2020 年 12 月 31 日，对于符合条件的西部地区鼓励类产业的外商投资企业，减按 15% 征收企业所得税；
- 对于鼓励类外商投资项目，在投资总额内进口自用设备以及按照合同随设备进口的技术及配套件、备件，免征关税；
- 对集约用地的鼓励类外商投资工业项目优先供应土地，在确定土地出让底价时可按不低于所在地土地等别相对应全国工业用地出让最低价标准的 70% 执行。

2019 版鼓励目录扩大鼓励外商投资的领域，意味着可以享受税收、土地优惠政策的外商投资项目范围也得到进一步拓展，建议外国投资者在选择投资领域和投资地点时也应考虑以上因素，以充分享受政策利好。

## 注释

1. 习近平在首届中国国际进口博览会开幕式上的主旨演讲（全文）  
[http://www.gov.cn/xinwen/2018-11/05/content\\_5337572.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2018-11/05/content_5337572.htm)
2. 李克强在博鳌亚洲论坛年会开幕式上的主旨演讲（全文）  
[http://www.gov.cn/xinwen/2019-03/29/content\\_5378104.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-03/29/content_5378104.htm)
3. 习近平在二十国集团领导人峰会上关于世界经济形势和贸易问题的讲话（全文）  
[http://www.gov.cn/xinwen/2019-06/28/content\\_5404134.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-06/28/content_5404134.htm)
4. 《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2019 年版）》（国家发展和改革委员会、商务部令[2019]25 号）的具体内容请参见官方链接：[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628\\_940274.html](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628_940274.html)
5. 《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2019 年版）》（国家发展和改革委员会、商务部令[2019]26 号）的具体内容请参见官方链接：[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628\\_940275.html](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628_940275.html)
6. 截至 2019 年 6 月，中国现有的 12 个自贸试验区分别位于上海、广东、天津、福建、辽宁、浙江、河南、湖北、重庆、四川、陕西和海南。每个自贸试验区所涵盖的范围，请查阅各自自贸试验区总体方案。
7. 《鼓励外商投资产业目录（2019 年版）》（国家发展和改革委员会、商务部令[2019]27 号）的具体内容请参见官方链接：[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628\\_940276.html](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628_940276.html)
8. 《中华人民共和国外商投资法》（中华人民共和国主席令第二十六号），详细内容请参见普华永道《中国税务/商务新知》2019 年第 12 期。
9. 商务部召开“稳外贸、稳外资、促消费”新闻发布会  
<http://www.mofcom.gov.cn/xwfbh//20190701.shtml>
10. 李克强在第十三届夏季达沃斯论坛开幕式上的致辞（全文）  
[http://www.gov.cn/guowuyuan/2019-07/03/content\\_5405783.htm](http://www.gov.cn/guowuyuan/2019-07/03/content_5405783.htm)

## 与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道中国商务及投资咨询服务团队**：

于勃  
合伙人  
+86 (10) 6533 3206  
bo.yu@cn.pwc.com

沈琳军  
合伙人  
+86 (21) 2323 3060  
linjun.shen@cn.pwc.com

**普华永道中国商务及投资咨询服务团队**致力于从事中国商务及投资法规咨询和执行工作，在这面积累了深厚而广泛的经验。从协助客户进入中国市场，设计解决方案开始，向客户提供包括投资结构设置，外汇方案筹划，投资结构重组筹划，如股权转让、收购与合并等全面而专业的服务。除了向客户提供各项服务以外，我们的服务团队与中国各级审批机关一直保持密切的对话，并与中央和地方各行业的各级主管机构保持密切的工作关系，协助推动中国商业和投资法律体系的不断发展与进步。



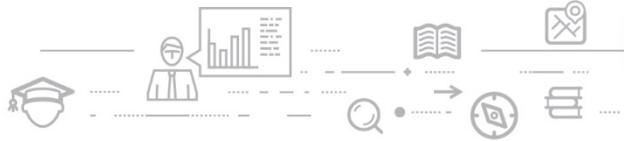
# 全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载  
(iOS 10以上)



安卓手机下载  
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- “税界”网页版链接：<https://taxnews.pwchk.com>



文中所称的中国是指中华人民共和国，但不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2019 年 7 月 8 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国、香港和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

梅杞成  
电话: +86 (10) 6533 3028  
[matthew.mui@cn.pwc.com](mailto:matthew.mui@cn.pwc.com)

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

## [www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)